

書籍訂正情報

2022年版 イチから身につく 社労士 合格のトリセツ 基本問題集

(2022/5/30 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2022年版 イチから身につく 社労士 合格のトリセツ 基本問題集」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

※問題文にのみ訂正の指示がある場合、問題を訂正いただければ、次頁の解説は訂正の必要のない正しい内容となります。

-
- ・ 2021/09/30 更新分… p.1～2
 - ・ 2022/01/24 更新分… p.3
 - ・ 2022/05/30 更新分… p.4～6
-

【2021/09/30 更新分】

第②分冊 社会保険科目・一般常識科目

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P122 問題 93 3行目	…での月分の保険料については前々年の所得とする。)が <u>200</u> 万円の場合、…	…での月分の保険料については前々年の所得とする。)が <u>210</u> 万円の場合、…
訂正	P123 問題 93 解説 2行目	…万円 + <u>22</u> 万円」以下であることです (法 90 条 1 項、令 6 条の 7)。	…万円 + <u>32</u> 万円」以下であることです (法 90 条 1 項、令 6 条の 7)。
訂正	P123 問題 93 解説 4行目	… <u>22</u> 万円 = <u>197</u> 万円以下でなければなりません。	… <u>32</u> 万円 = <u>207</u> 万円以下でなければなりません。

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P124 問題 97 2行目	・・・月分の保険料について前々年の所得とする。)が <u>158</u> 万円以下であれば保険料の 4 分の 1 免除が受けられる。	・・・月分の保険料について前々年の所得とする。)が <u>168</u> 万円以下であれば保険料の 4 分の 1 免除が受けられる。
訂正	P126 問題 99 1行目	第 1 号被保険者が平成 30 年 <u>4</u> 月分の保険料の免除を受け、・・・	第 1 号被保険者が平成 30 年 <u>3</u> 月分の保険料の免除を受け、・・・

【2022/05/16 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P151 問題 51 解説 1 行目	就業手当は、 <u>厚生労働省令で定める安定した職業に就いた日の前日</u> における基本手当の…	就業手当は、「 <u>職業に就いた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く）</u> 」であって、 <u>当該職業に就いた日の前日</u> における基本手当の…

【2022/05/30 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P86 問題 16 1 行目～2 行目	「 <u>脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について</u> 」（平成 13 年 12 月 12 日付け基発第 1063 号）、同認定基準は、…	「 <u>血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準</u> 」（令和 3 年 9 月 14 日付け基発 0914 第 1 号）、同認定基準は、…
改正	P113 問題 52 解説内 「 <u>栴島のワンポイント</u> 」 2 行目～3 行目	保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができません。 <u>ただし、年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構法に定めるところにより独立行政法人福祉医療機構に担保に供する場合は、この限りではありません。</u>	保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができません。
改正	P160 問題 64 1 行目～2 行目	期間を定めて雇用される者が、 <u>その事業主に引き続き雇用された期間が 1 年以上であり、その養育する子が 1 歳 6 か月に達する日まで</u> に、…	期間を定めて雇用される者が、 <u>その養育する子が 1 歳 6 か月に達する日まで</u> に、…

第②分冊 社会保険科目・一般常識科目

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P35 問題 65 解説 2行目・4行目	…、その「支給を始めた日 から」 <u>起算</u> して1年6月を 限度として行われます（法 99条4項ほか）。本問にお いて傷病手当金の支給が開 始した日は6月1日である ため、傷病手当金の支給期 間は「6月1日」から <u>起算</u> して1年6月間を超えない期 間です。	…、その「支給を始めた日 から」 <u>通算</u> して1年6月を 限度として行われます（法 99条4項ほか）。本問にお いて傷病手当金の支給が開 始した日は6月1日である ため、傷病手当金の支給期 間は「6月1日」から <u>通算</u> して1年6月です。
改正	P36 問題 66 5行目	…。この傷病手当金の支給 期間は、同年6月7日から <u>起算</u> して1年6か月である。	…。この傷病手当金の支給 期間は、同年6月7日から <u>通算</u> して1年6か月である。
改正	P37 問題 66 2行目	…、傷病手当金の支給期間 は6月7日から <u>起算</u> して1 年6月が限度とされます。	…、傷病手当金の支給期間 は6月7日から <u>通算</u> して1 年6月が限度とされます。
改正	P44 問題 82 4行目	…、それ以外のときには <u>40 万4千円</u> である。	…、それ以外のときには <u>40 万8千円</u> である。

	訂正箇所	訂正後	
改正	P92・93 問題 40	※問題・解説共に全文削除	
	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P213 問題 15 解説	解答：× <u>女性活躍推進法における一 般事業主行動計画の策定と 届出が義務付けられている のは、常時雇用する労働者 の数が「300人」を超える事 業主です（女性活躍推進法 8 条）</u>	解答：○ <u>そのとおり正しい（女性活 躍推進法 8 条）。</u>

以上